平成２８年（フ）第１６２１号
大阪市生野区勝山北２丁目９番17号
債務者　山根　　勇
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４３号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番69号
債務者　高田商事こと　高田　　弘
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５２号
大阪府門真市三ツ島６丁目１番４―202号
債務者　伊加　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　昭喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４２号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号　山本住宅332
債務者　村山　謙次
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　勝則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５８号
大阪府寝屋川市平池町34番４号、前住所神戸市中央区海岸通28番地　ＢＥＬＩＳＴＡ神戸旧居留地408号
債務者　黒川　鋭雄
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４００号
埼玉県北本市山中１丁目183番地２　レオパレス21クレストＡ―202
債務者　安齋　高弘
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
さいたま市見沼区春岡１丁目３番地３　メゾンアルファＸ101
債務者　三浦　　淳
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２３号
埼玉県蓮田市大字閏戸4117番地36
債務者　後藤真由美（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
埼玉県草加市花栗１丁目22番11号　アヴァンセ花栗206号、旧住所埼玉県草加市松原４丁目Ｄ58番103号
債務者　宮川　修一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
埼玉県春日部市大衾60番地１　サニーハイツ206号
債務者　荒木　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区13棟306号
債務者　堀口　城久
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市南町２丁目６番５号　ヤマジンハイツ８―203、旧住所埼玉県越谷市瓦曽根２丁目12番３号　ライオンズマンション606号
債務者　星　　和子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
大阪府岸和田市加守町４丁目15番17―201号
債務者　下河　雅子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
大阪府和泉市伏屋町３丁目30番11号
債務者　井上　聡美（旧姓奥中）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
大阪府阪南市鳥取713番地の２
債務者　南　美佐子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
大阪府岸和田市松風町23番24号
債務者　椎葉　麻起
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
大阪府岸和田市上松町3019メゾン・ド・アム203号室、住民票上の住所愛知県岡崎市三崎町２番地23レオドリームＢ―101
債務者　片岡　信子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係